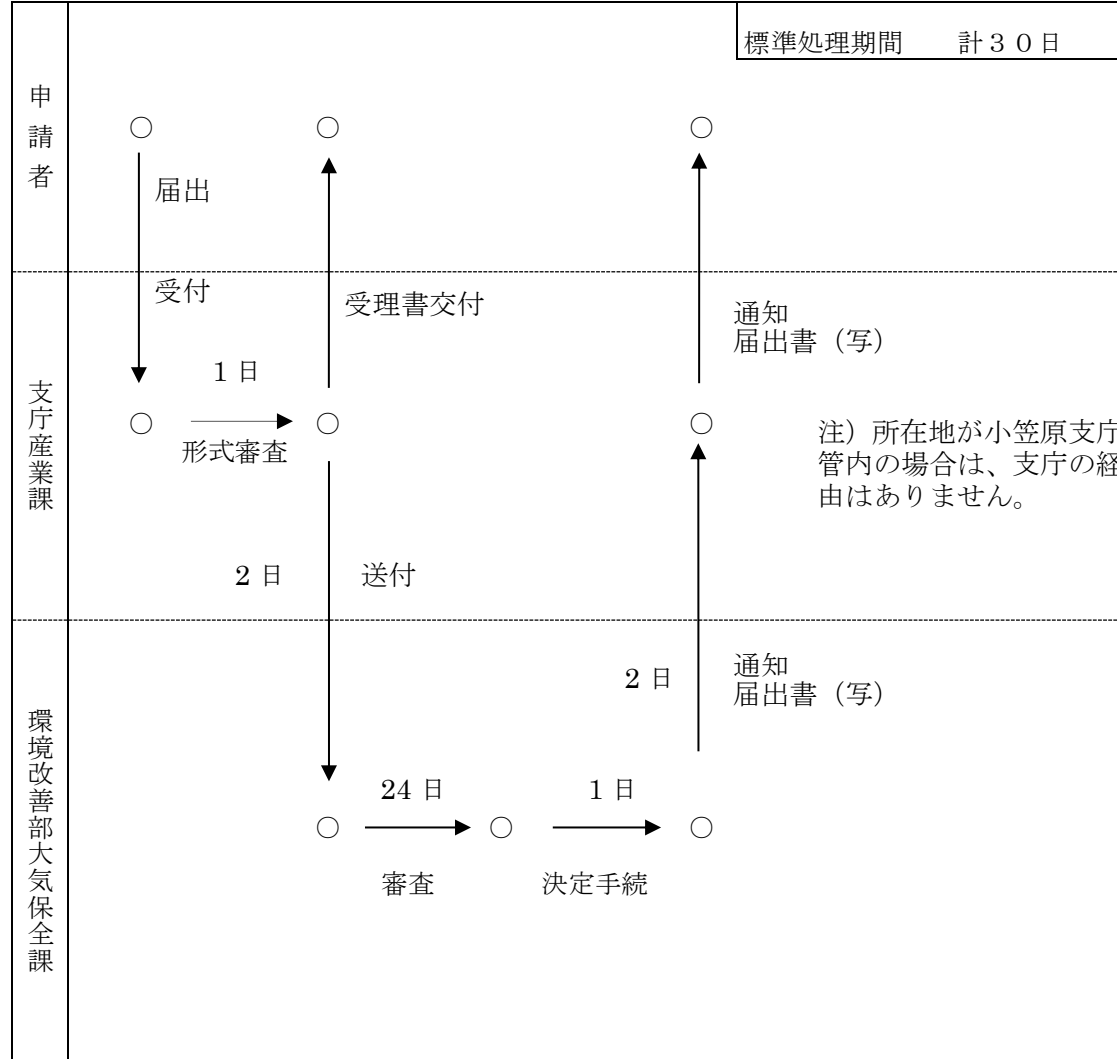


事務処理フロー図

事務名 指定作業場設置届

作成部署 環境局環境改善部大気保全課調整担当 電話42-351

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないか添付書類がそろっているか審査します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を支庁から環境局環境改善部大気保全課に送付します。(小笠原支庁管内除く。)
3	受理書の交付	条例規則第83条に基づき、申請者に、受理書を交付します。
4	審査	届出書の内容について、審査基準(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)に適合しているかを審査します。
5	決定手続	審査結果について、大気保全課長が決定します。
6	通知	届出者に審査完了を通知します。(審査基準に適合しないと認めるときは、計画変更その他必要な措置を命令します。)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域は、島しょ区域です。 小笠原支庁管内は、環境改善部大気保全課で受付、形式審査、受理書の発行を行います。 30日間の実施制限があります。 	